

生活福祉資金

新型コロナウイルス特例貸付

9月30日ですべての受付を終了します

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少等がある世帯に対する生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の新規貸付は令和4年9月30日で終了します。

日にち	申請の可否
9月 12日・13日	お申し込み可能です。また緊急小口資金を先に申し込まれた場合、送金後に総合支援資金を申し込むこともできます。
9月 14日～30日	お申し込み可能ですが、緊急小口資金または総合支援資金のいずれかのみ申請可能となります。
10月1日～	特例貸付の受付を終了します。（通常の生活福祉資金のご相談は随時受付しています）

- 緊急小口資金・総合支援資金を同時に申し込むことができません。
- 9月13日までに緊急小口資金を申込んだ場合でも、書類不備により申請書類を返送した場合には、総合支援資金の申し込みはできません。
- 緊急小口資金の送金後に、総合支援資金を申し込む場合には、緊急小口資金の貸付決定通知が必要となります。
- すべての書類は、住民票に記載の住所に「転送不要」で郵送します。
- 郵便物の転送は一切行いません。郵便局に転送届を出しておられる場合は、郵便物は届きませんのでくれぐれもご留意ください。
- 郵便物の遅延等により、期日までの申請ができなかった場合、本会では一切の責任を負いません。

実施主体：社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

特例貸付コールセンター：0120-552-039

相談・申込窓口は、お住まいの[猪名川町社会福祉協議会](#)へ

受付時間：9：00～17：00（土日・祝日、年末年始を除く）